

当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について明文で規定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めている。

- ・みんなの人権110番 (0570-003-110)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>)
- ・インターネット人権相談受付窓口
(24時間受付)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

○ メディア上での人権侵害に関する相談 【相談先整理番号30】

テレビ、ラジオにおける人権侵害に対しての申立は、放送倫理・番組向上機構（BPO）が応じている。

雑誌における人権侵害に対しての申立は、一般社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボックス」が応じている。

- ・放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会 (<http://www.bpo.gr.jp/>)
連絡先：TEL：03-5212-7333
FAX：03-5212-7330
- ・一般社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボックス」(http://www.j-magazine.or.jp/opinion_001.html)
FAX：03-3291-1220

第3節 心身の問題

犯罪被害者等は、当該犯罪等そのものから直接に心身に被害を負う場合のみならず、その後、適切な治療等を受けられなかった、又は周囲の配慮に欠ける対応等から、症状を悪化させたり、二次的な被害としての精神的苦

痛を負う場合が少なくない。

ここでは、犯罪被害者等の心身の問題解決に資するものとして、主な相談先を紹介する。

1 医療機関に関する情報

○ 診療科目、提供する医療の内容等に関する情報

【相談先整理番号31】

都道府県がインターネットなどで公表している医療情報ネット（医療法に基づく医療機能情報提供制度）から、医療機関の診療科目、医師や看護師数などの基本的な情報、提

供する医療の内容に関する情報、医療連携や医療安全に関する情報を入手できる（P52【施策番号36】参照）。

- ・医療情報ネット (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html)

2 保健サービス一般

○ 身体的・精神的な健康に関しての不安・不調についての相談

【相談先整理番号32】

保健所（地域保健法に基づき都道府県、政令指定都市、中核市及び特別区等が設置）、

市町村保健センター（地域保健法に基づき市区町村が任意に設置）が相談に応じており、必要に応じて適切な医療機関の紹介を行っている。

また、緊急避妊の方法等を含む女性の健康

に関する相談について、「女性健康支援センター」（地方公共団体が保健所内等に開設）で受け付けている地方公共団体もある（P55【施策番号47】参照）。

- ・保健所 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/)
- ・市町村保健センター又は市区町村の地域保健対策担当課
- ・女性健康支援センター
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken14/>)

3 高次脳機能障害

○ 高次脳機能障害に関する相談

【相談先整理番号33】

各都道府県に設置された高次脳機能障害支援拠点機関が相談に応じており、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援などを行っている。また、全国拠点センターである国立障害者リハビリテーションセンターでは、同センター内に「高次脳機能障害情報・支援センター」を設置し、高次脳機能障

害者に関する様々な情報や最新の高次脳機能障害者支援情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報をホームページで発信している（P53【施策番号43】参照）。

- ・高次脳機能障害支援拠点機関
(http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/soudan/)

